



# 読谷村景観計画 景観形成ガイドライン

|  |    |
|--|----|
| ■ 届出の対象となる行為(届出対象行為)                   | 1  |
| ■ 行為の届出の流れ                             | 2  |
| ■ 景観形成基準                               | 3  |
| <b>1</b> 建築物・工作物に関する基準                 | 7  |
| 1) 建築物の高さ                              |    |
| 2) 高さ及び配置                              |    |
| 3) 形態意匠                                |    |
| 4) 色彩                                  |    |
| 5) 素材                                  |    |
| 6) 敷地の緑化                               |    |
| 7) その他                                 |    |
| <b>2</b> 開発行為に関する基準                    | 23 |
| 1) 擁壁・のり面                              |    |
| 2) 樹木保全                                |    |
| 3) 緑化                                  |    |
| <b>3</b> 土地の造成その他一団の土地の形質の変更に<br>関する基準 | 24 |
| 1) 変更後の形状                              |    |
| 2) 緑化                                  |    |
| <b>4</b> 土石、砂類の採取、鉱物の掘採に関する基準          | 26 |
| 1) 遮へい                                 |    |
| 2) 事後の措置                               |    |
| <b>5</b> 屋外における物件の集積又は貯蔵に関する基準         | 27 |
| 1) 集積又は貯蔵の方法                           |    |
| 2) 遮へい                                 |    |

## 届出の対象となる行為（届出対象行為）

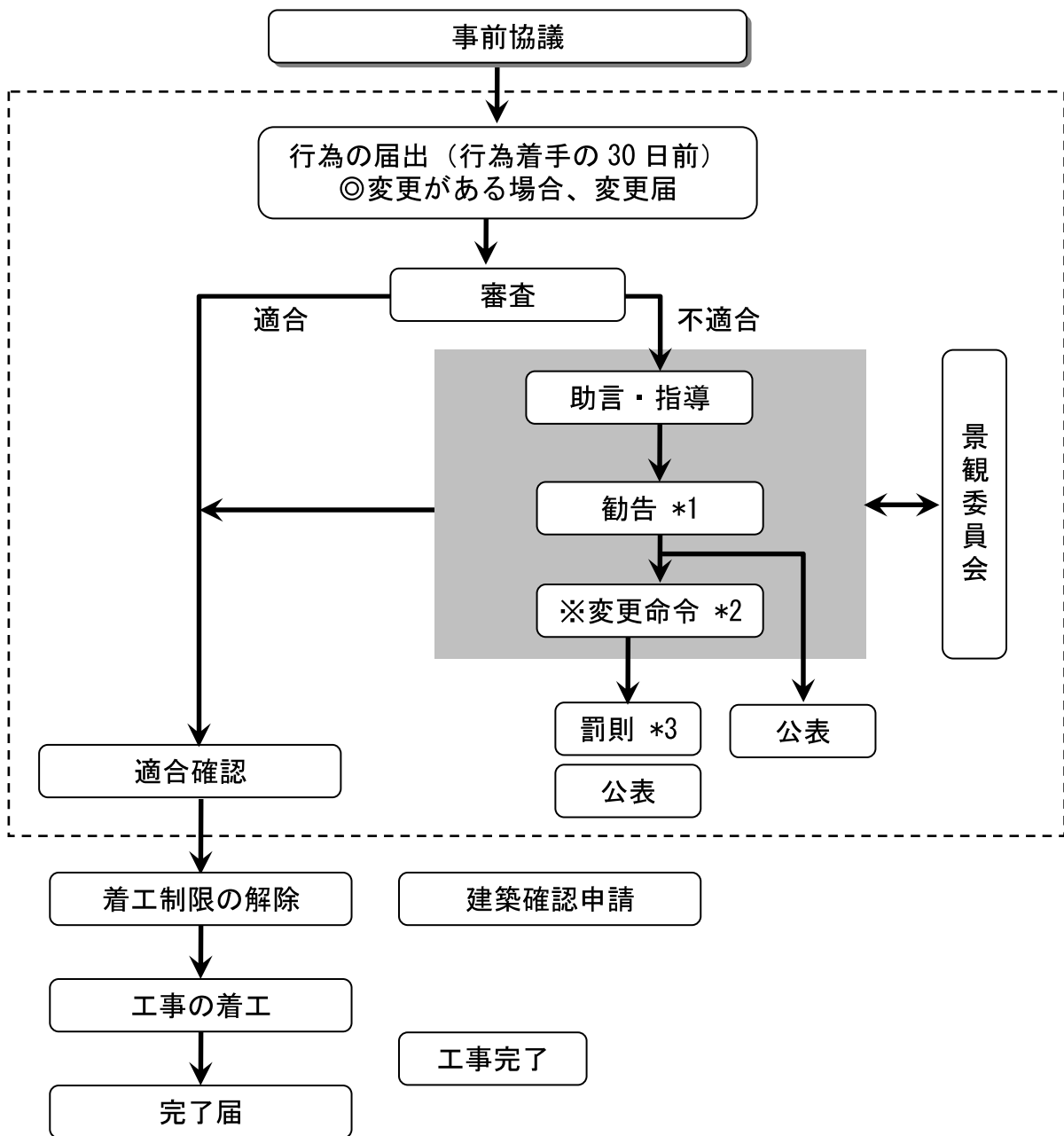
景観法及び読谷村景観条例の定めに基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為を届出の対象とします。

- ※（１）建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- ※（２）工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
  - （３）都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為
  - （４）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - （５）屋外における物件の集積又は貯蔵
- ※（１）（２）は変更命令の対象となる特定届出対象行為（景観法第１７条第１項）

### 届出の対象となる規模

| 対象行為  | 対象物及び規模   |
|---|---|
| （１）建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高さが 10 メートルを超えるもの</li> <li>② 建築面積が 500 平方メートルを超えるもの</li> <li>③ ①又は②に該当する建物のうち、外観の変更の範囲が 10 平方メートルを超えるもの</li> </ul>   |
| （２）工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもので、高さが 3 メートルを超えるもの</li> <li>② 彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓その他これらに類するものうち、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合においては、全体の高さ）が、10 メートルを超えるもの、又は築造面積が 500 平方メートルを超えるもの</li> <li>③ 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもののうち、高さ（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合においては、全体の高さ）が、20 メートルを超えるもの</li> <li>④ ①②③に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が 10 平方メートルを超えるもの</li> </ul> |
| （３）都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為                    | 土地の面積が 500 平方メートル以上のもの  |
| （４）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更              | 当該行為にかかる土地の面積が 500 平方メートル以上のもの  |
| （５）屋外における物件の集積又は貯蔵                            | その集積又は貯蔵の高さが 5 メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が 500 平方メートル以上の場合  |
| （６）届出申請事項の変更                                  | 上記（１）から（５）の届出事項を変更しようとするとき  |

# 行為の届出の流れ



\*1 景観法第16条第2項第3号 \*2 景観法第17条 \*3 景観法第100条~107条

※変更命令は特定届出対象行為のうち、建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠（形態意匠）について行うことができる。

※特定届出対象行為とは届出の対象となる行為（p.1）のうち、以下の2つである。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

# 景観形成基準

届出対象行為に該当する行為を行う際に遵守すべき基準（景観形成基準）を以下のとおり定めます。

## (1) 建築物・工作物に関する基準

| 項目                         | 景観形成基準   |   |
|----------------------------|--|---|
|                            | 用途地域   | 用途未指定地域                                   |
| の<br>高<br>さ<br>建<br>築<br>物 | <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による   | <input type="checkbox"/> 12メートル以下（塔屋等を含む） |
| 高<br>さ<br>及<br>び<br>配<br>置 | <input type="checkbox"/> 周辺の景観との調和に配慮した高さ及び配置とすること。  |   |
|                            | <input type="checkbox"/> 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。<br><input type="checkbox"/> 海崖及びその近傍にあっては、自然景観の雄大さや美しさ等を損なわない高さ及び配置とすること。<br><input type="checkbox"/> 敷地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。<br><input type="checkbox"/> 敷地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した高さ及び配置とすること。<br><input type="checkbox"/> グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した、配置計画とすること。<br><input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない高さ及び配置とすること。  |   |
| 形<br>態<br>意<br>匠           | <input type="checkbox"/> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。   |   |
|                            | <input type="checkbox"/> 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。<br><input type="checkbox"/> 屋根は、できる限り勾配屋根とすること。ただし、建築意匠上調和が困難な場合はこの限りではない。<br><input type="checkbox"/> 本村の特徴ある微地形に配慮するよう工夫すること。<br><input type="checkbox"/> 建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置などに工夫すること。<br><input type="checkbox"/> グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した、形態や色彩、意匠を工夫すること。<br><input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。<br><input type="checkbox"/> 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。 |   |

| 項目    | 景観形成基準  |  |
|-------|---|--|
| 色彩    | □落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。  |  |
|       | 屋根  | □極端な高彩度、低明度を避けること。   |
|       | 外壁  | <p>□落ち着いた色彩（白または暖色系の淡い色）を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。<br/>（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）</p> <p>□自然景観が大部分を占める場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。</p> <p>□派手な色 を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途の場合は見付面積の10%以内、住宅用途の場合は5%以内とすること。</p> |
| 素材    | □素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。   |  |
|       | <p>□できる限り、木材、石材など周辺の景観との調和に配慮した自然素材を使用すること。</p> <p>□できる限り本村又は本県の景観特性を特徴づける地場産材を活用すること。</p> <p>□できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p>  |  |
| 敷地の緑化 | □敷地内において、できる限り多くの部分を緑化すること。   |  |
|       | <p>□1敷地に樹木1本以上を植樹すること。但し、敷地の状況によりやむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>□敷地内においては、周辺景観と調和した、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化等、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、沿道側を重点に中高木・花等の緑化に努めること。また、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>□敷地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p> <p>□垣・柵は、できる限り木材、石材などの自然素材、または生け垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、1.0メートル以下を原則とし、それを超える場合は花ブロックやルーバー等透視性のあるデザインとすること。</p> <p>□工作物の敷地に垣・柵を設ける場合は、生け垣または自然素材を用いるものとし、これによりがたい場合は、周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。</p> |  |

| 項目  | 景観形成基準   |
|-----|--|
| その他 | <input type="checkbox"/> 外壁又は屋上に設ける付属物は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。<br><input type="checkbox"/> 屋外駐車場は、出入口を集約し、できる限り生け垣等により修景するとともに、場内を緑化すること。<br><input type="checkbox"/> 敷地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、できる限り周辺の景観に調和させること。<br><input type="checkbox"/> アンテナは、共同化するよう努めること。<br><input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 |

## (2) 開発行為に関する基準

| 項目     | 景観形成基準  |
|--------|---|
| 擁壁・のり面 | <input type="checkbox"/> 特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図ること。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。 |
| 樹木保全   | <input type="checkbox"/> 10メートル以上の樹木、幹周り約30センチメートルを超える樹木はできるかぎり現場にて保全、または敷地内移植による保存を講じること。  |
| 緑化     | <input type="checkbox"/> 敷地面積の10%以上を緑化すること。   |

## (3) 土地の造成その他一団の土地の形質の変更に関する基準

| 項目     | 景観形成基準  |
|--------|---|
| 変更後の形状 | <input type="checkbox"/> できるだけ現況の地形を活かし、長大なりのり面や擁壁が生じないようにすること。<br><input type="checkbox"/> 擁壁は、周辺景観との調和に配慮した形態及び材料とすること。<br><input type="checkbox"/> のり面は、できるだけ緑化可能な勾配とすること。<br><input type="checkbox"/> 土地の不整形な分割又は細分化は、できるだけ避けること。 |
| 緑化     | <input type="checkbox"/> 自然植生と調和した緑化により修景するよう努めること。<br><input type="checkbox"/> 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。   |

(4) 土石、砂類の採取、鉱物の掘採に関する基準

| 項目    | 景観形成基準   |
|-------|--|
| 遮へい   | <input type="checkbox"/> 敷地周辺の緑化等、周辺の道路からの遮へいに努めること。             |
| 事後の措置 | <input type="checkbox"/> 採掘又は採取後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景するよう努めること。 |

(5) 屋外における物件の集積又は貯蔵に関する基準

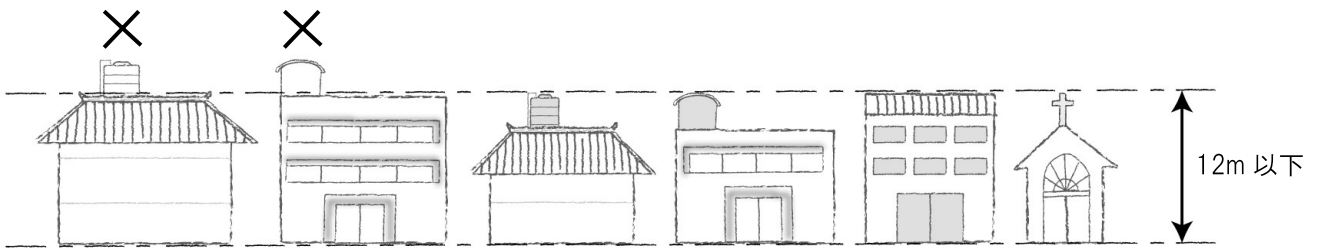
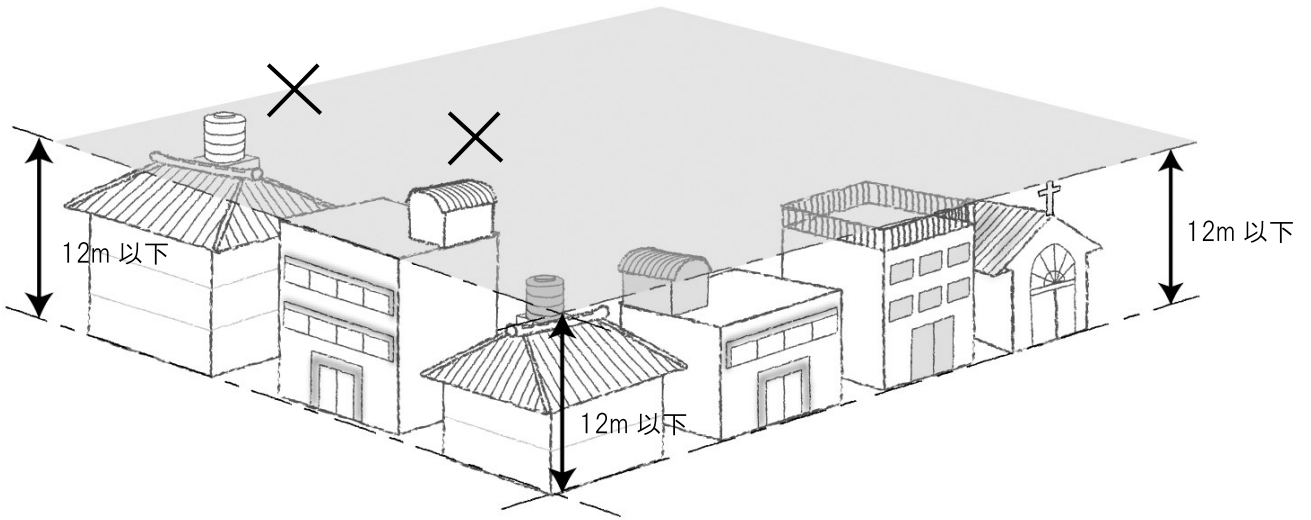
| 項目        | 景観形成基準  |
|-----------|---|
| 集積又は貯蔵の方法 | <input type="checkbox"/> できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。<br><input type="checkbox"/> 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 |
| 遮へい       | <input type="checkbox"/> できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又はデザインに配慮した塀等で遮へいすること。  |

(6) 適用除外

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が特に認めるものは、制限の適用を除外する。

## 1) 建築物の高さ

- 用途地域  建築基準法の規定による  
用途未指定地域  12メートル以下（塔屋等を含む）

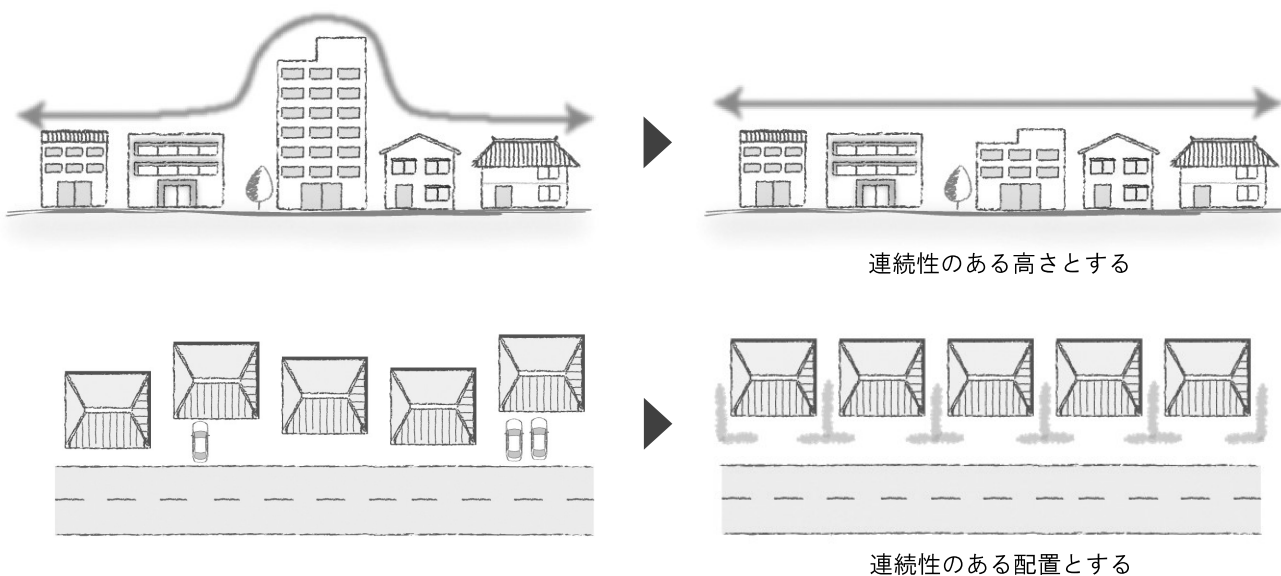




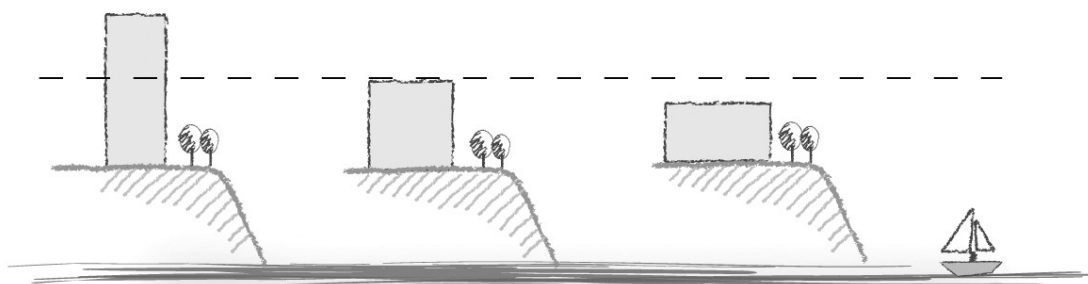
## 2) 高さ及び配置

□ 周辺の景観との調和に配慮した高さ及び配置とすること。

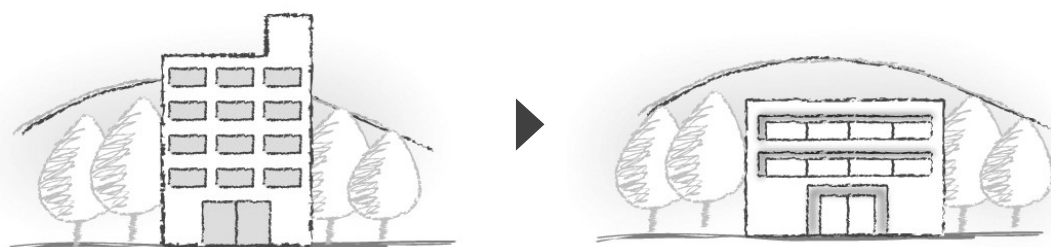
① 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。



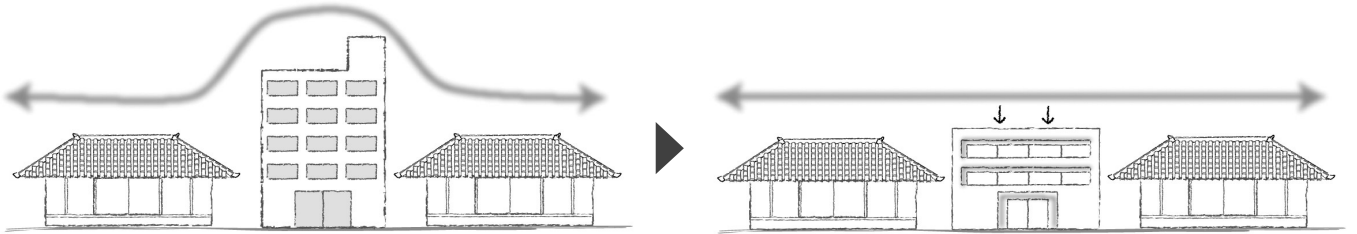
② 海崖及びその近傍にあっては、自然景観の雄大さや美しさ等を損なわない高さ及び配置とすること。



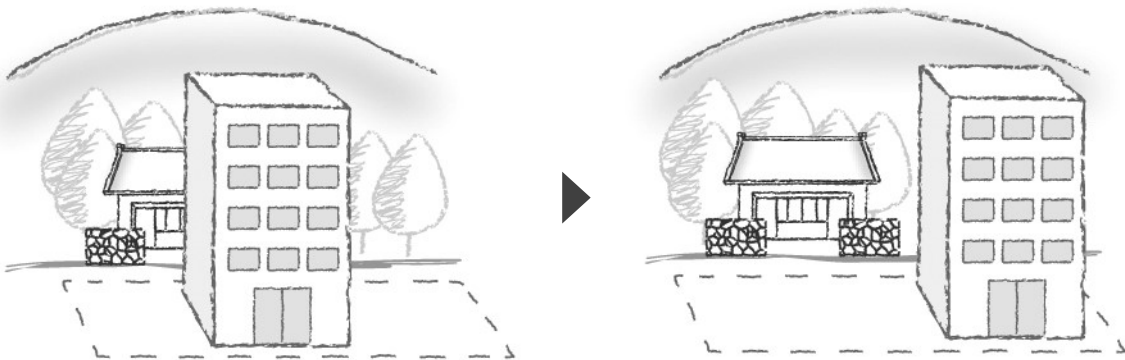
③ 敷地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。



- ④敷地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した高さ及び配置とすること。

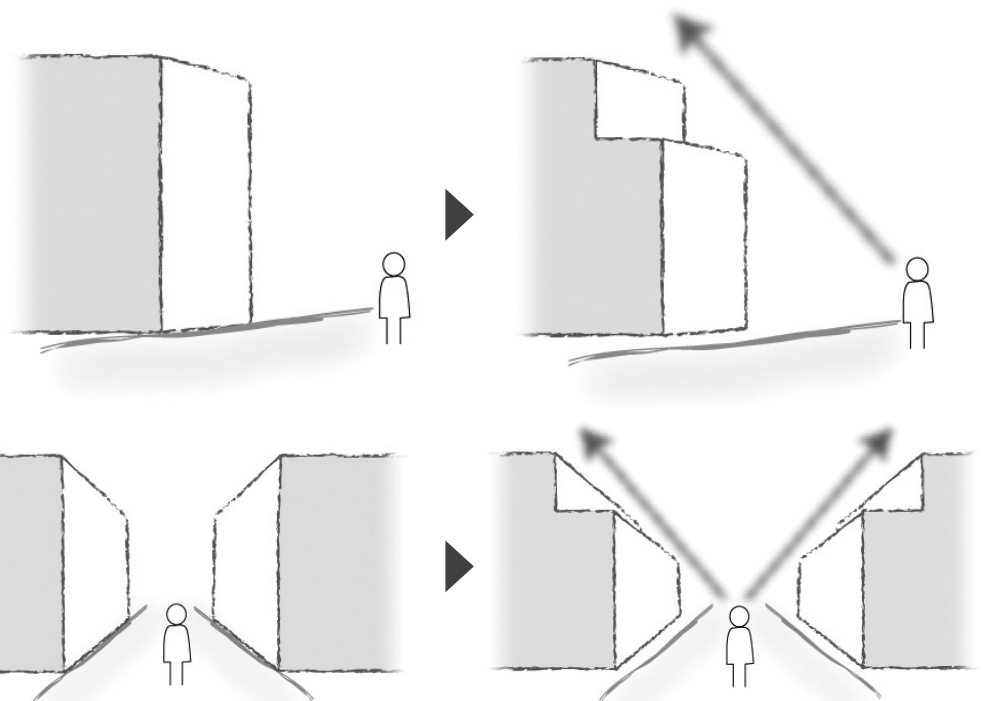


- ⑤グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した、配置計画とすること。



御嶽が見えるような配置になるよう工夫する

- ⑥道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない高さ及び配置とすること。

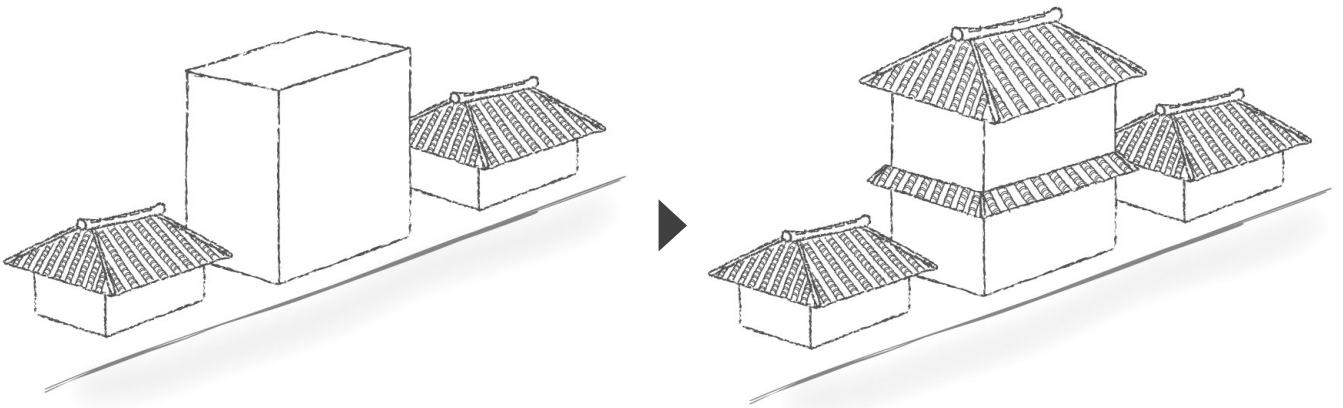


上層部を後退させることにより圧迫感を軽減する

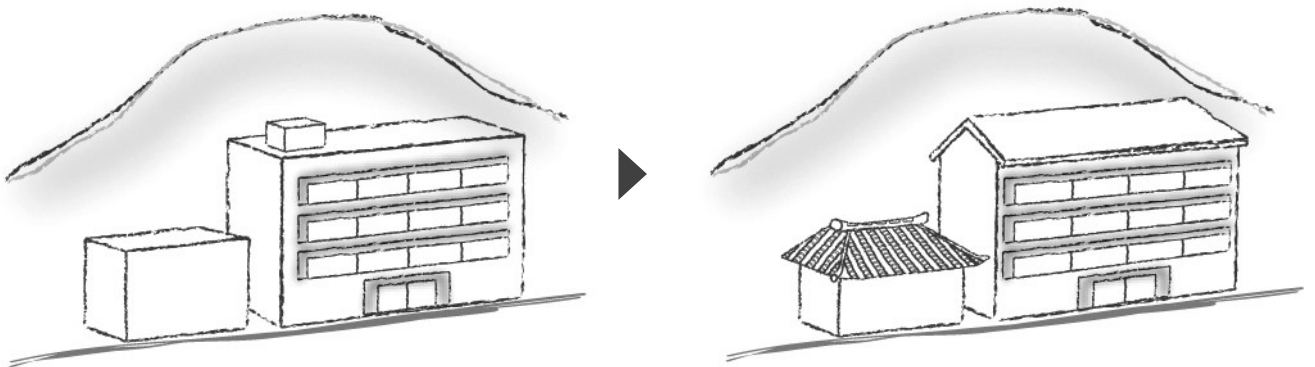
## 3) 形態意匠

□ 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。

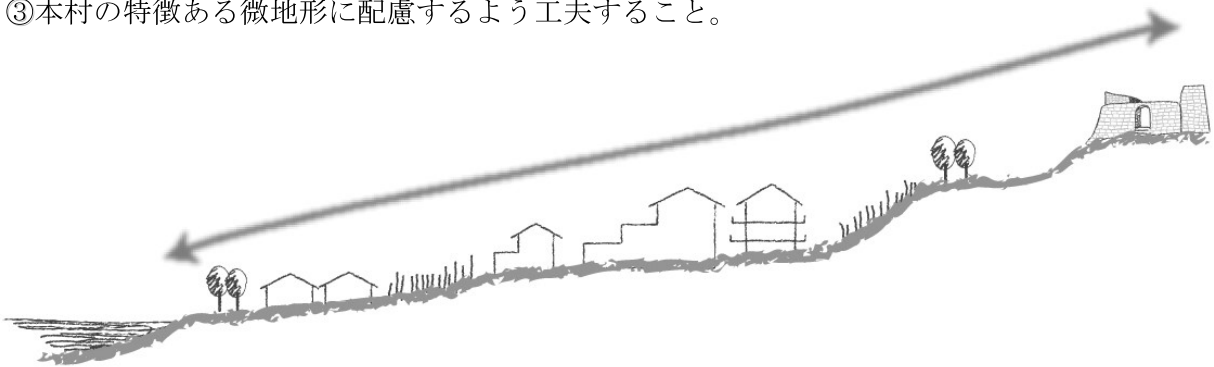
① 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。



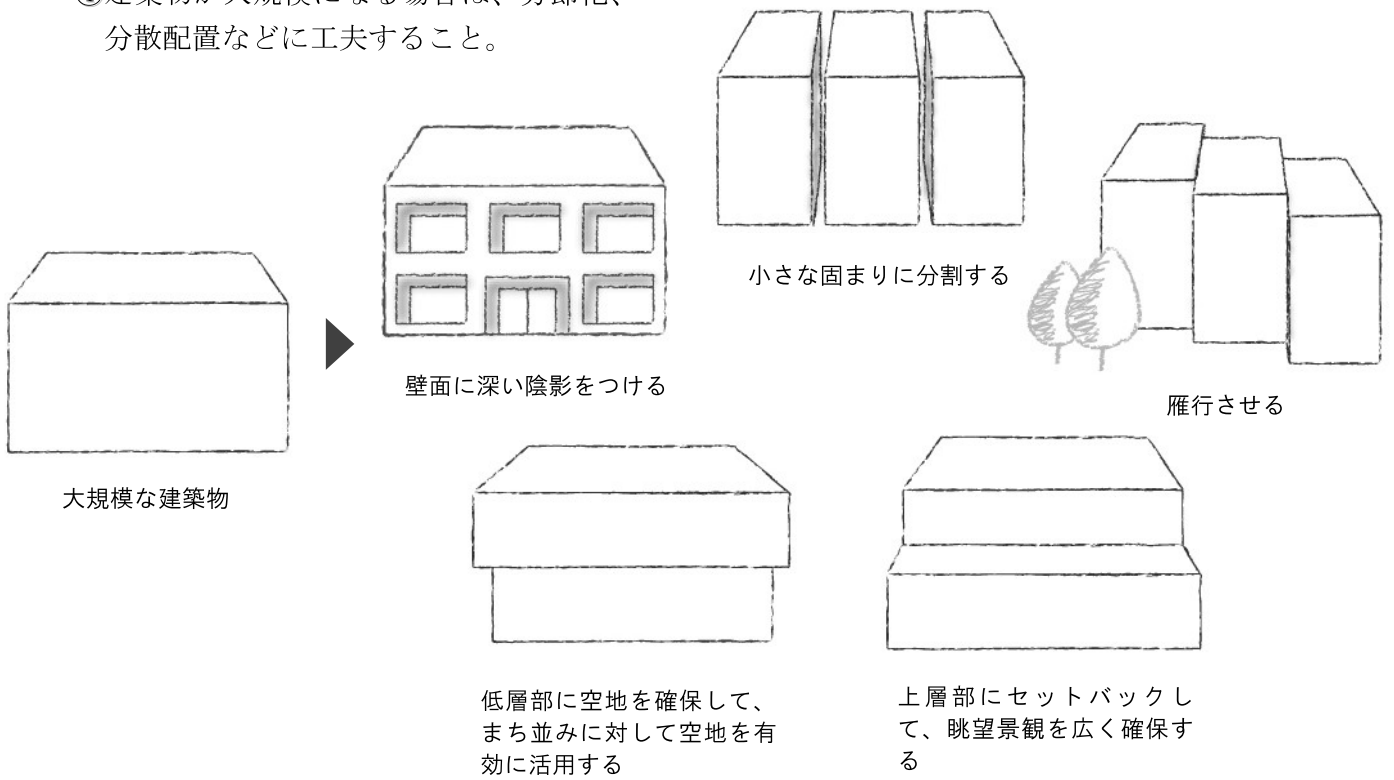
② 屋根は、できる限り勾配屋根とすること。ただし、建築意匠上調和が困難な場合はこの限りではない。



③ 本村の特徴ある微地形に配慮するよう工夫すること。



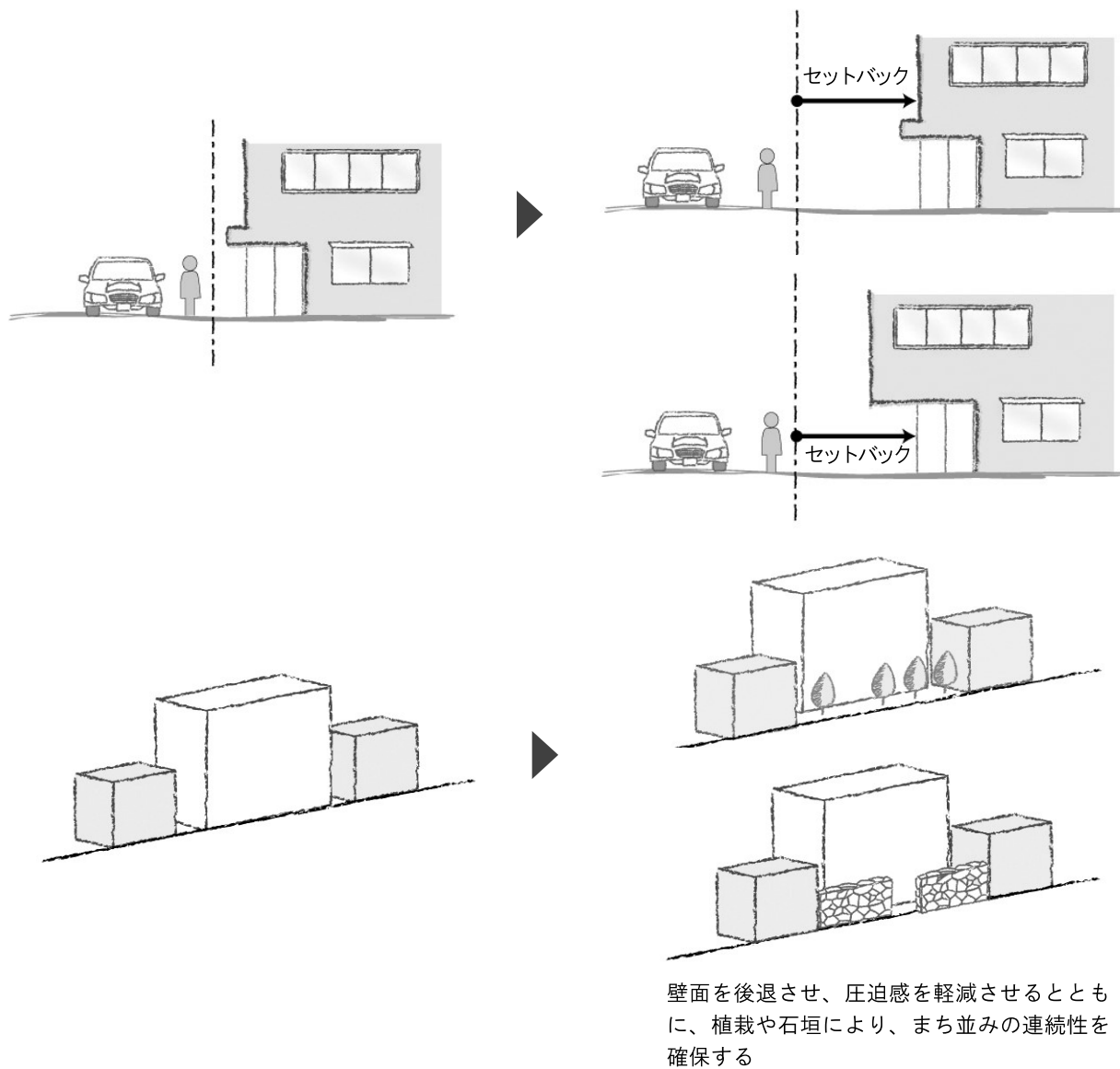
④建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置などに工夫すること。



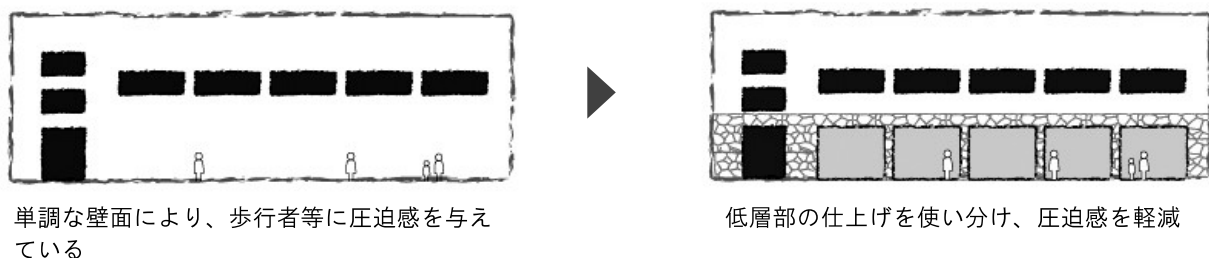
⑤グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した、形態や色彩、意匠を工夫すること。



⑥道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。



⑦商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。



## 4) 色 彩

### マンセル表色系による色彩表現

本ガイドラインにおいては、日本工業規格 (JIS) の標準色としても利用されているマンセル表色系を用います。マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という 3 つの属性で表します。これによって、正確な色彩を表現することができます。

#### ◆色相◆

色相とは、色合いを指します。赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) の 5 種類の色相を基本色相とし、さらにそれぞれの中間色相として、黄赤 (YR)、黄緑 (GY)、青緑 (BG)、青紫 (PB)、赤紫 (RP) を加えた 10 色相を基本色相としています。ひとつの色相を 10 分割し、それぞれの色相の中心位置を 5 として、5R、2.5R のように表します。

また、白・灰色・黒のような色は色相が感じられないので「無彩色」と呼び、色相をもつ色は「有彩色」と呼んで区別されます。無彩色は N (Neutral) の記号で表します。

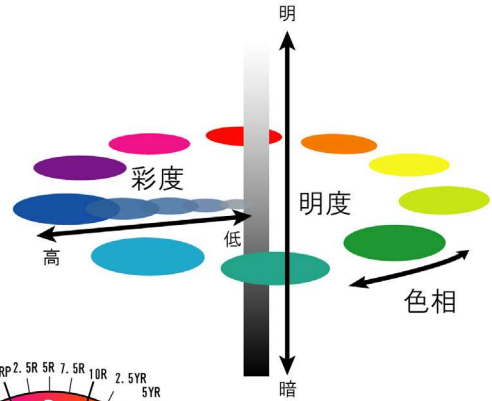
#### ◆明度◆

明るさの度合いを 0 から 10 の数値で表示したものです。明るい色ほど数値が大きくなります。

#### ◆彩度◆

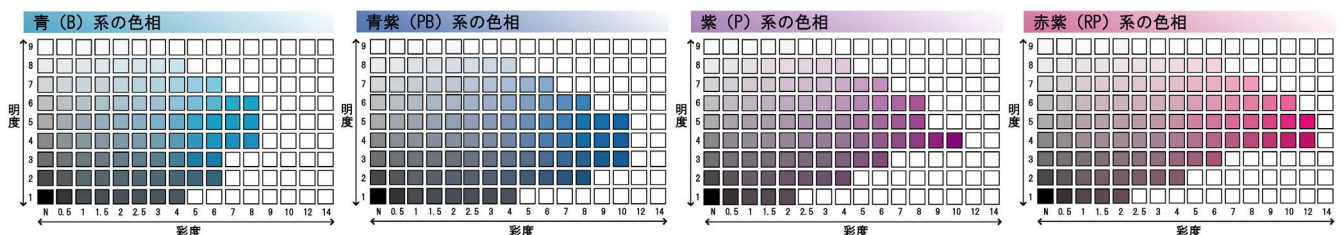
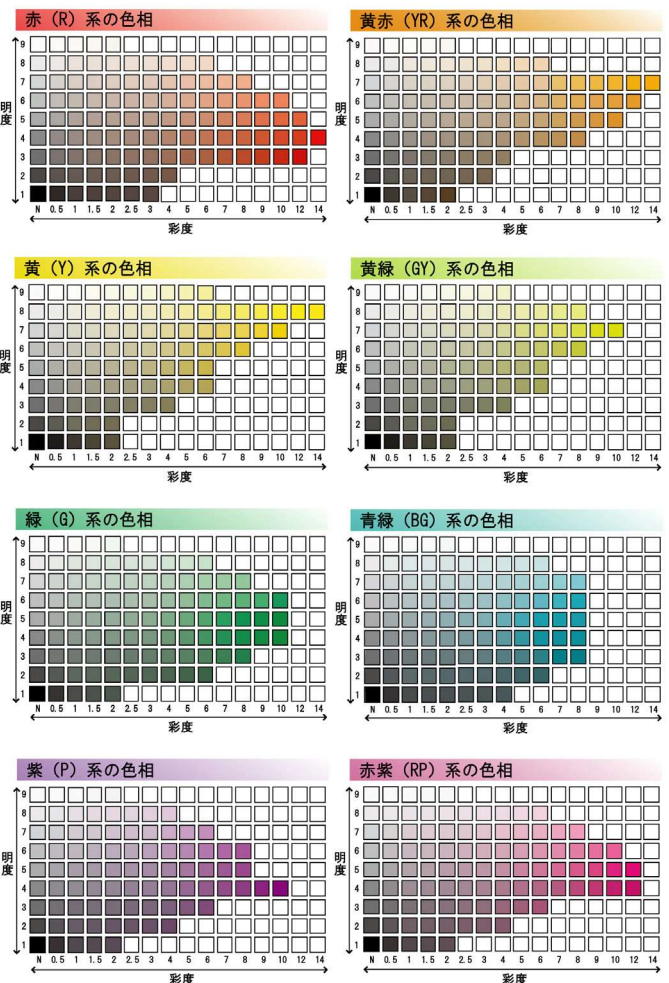
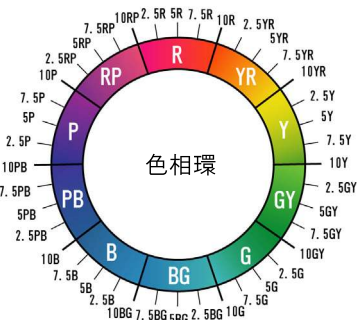
鮮やかさの度合いを 0 から 14 程度の数値で表したものです。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示します。彩度の最大値は、色相と明度によって異なり、濁りのない純色が最も彩度の高い色とされています。無彩色の彩度は 0 となります。

【マンセル表色系のしくみ】



色相が 5P、明度が 7、彩度が 4 の色は、このように表します。

**5P 7 / 4**  
色相 明度 彩度



※これらの色は、印刷による色再現のため実際の色とは、異なります。正確な色は、色票または塗料見本でご確認ください。

□ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。

(1) 屋根

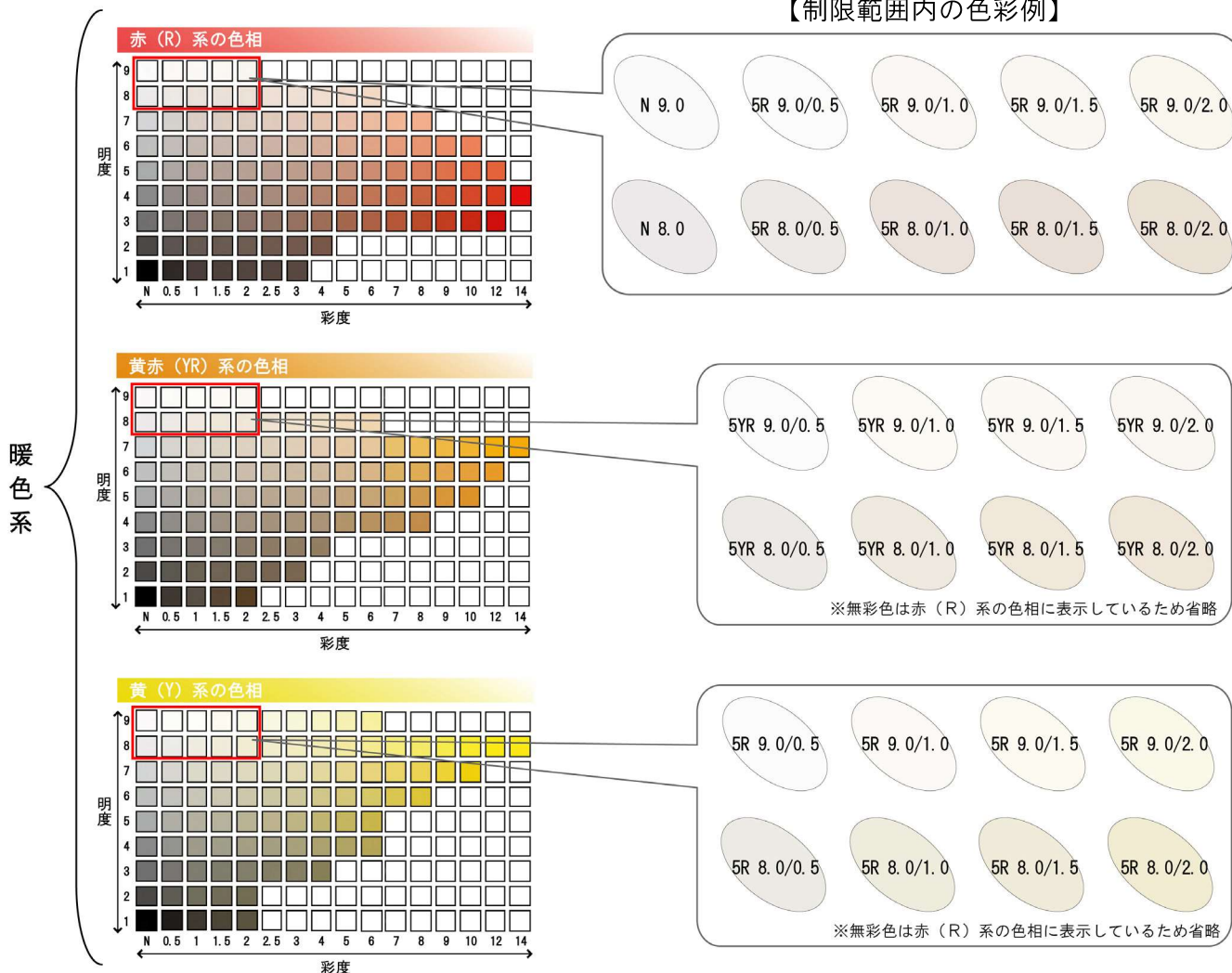
① 極端な高彩度、低明度を避けること。



(2) 外壁

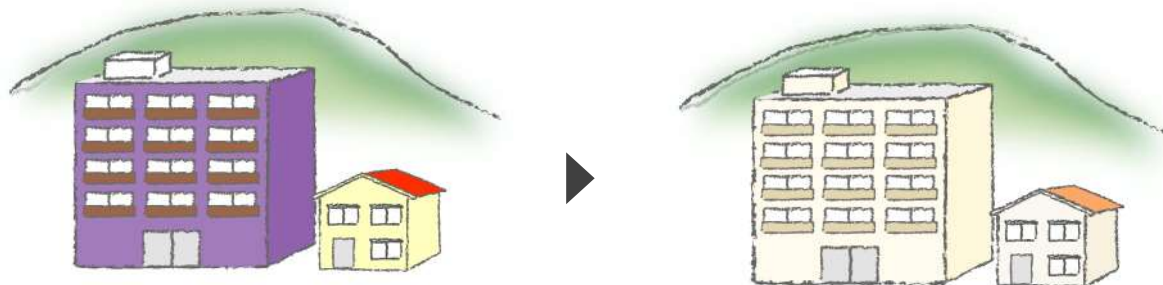
① 落ち着いた色彩（白または暖色系の淡い色）を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）

【制限範囲内の色彩例】



※これらの色は、印刷による色再現のため実際の色とは、異なります。正確な色は、色票または塗料見本でご確認ください。

②自然景観が大部分を占める場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。



③派手な色（彩度 10 以上）を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途の場合は見付面積の 10% 以内、住宅用途の場合は 5%以内とすること。



### 沖縄の色彩

#### ■自然光の演出色

沖縄では日差しが強烈であり、そのためコントラストが強まります。明るいところはより明るく、影はより暗く、鮮やかな色は際だち、淡い色は消し飛んでしまいます。そのため「わびさび」にイメージされる、灰味がかかった中間色を微妙な差でとりあわせるような色づかいは発達せず、どちらかといえば濁りみの少ないはっきりした色（明清色）を、コントラストをつけながら用いるような色づかいが好まれてきています。

#### ■自然物の色彩

亜熱帯地域であるために年間をとおして濃い緑と花がみられることが、本土と大きく異なる景観をつくっています。植物の緑色も、総じて本土より明るく、黄みがかっています。

また、琉球石灰岩を基盤とする土石の色は白っぽく、全体に明度が高いのが特徴です。すなわち、都市の背景色が全体的に明るく、暖色系よりであるといえます。

また、海、空の色のあざやかさも特筆されるところですが、これら自然物の彩りが沖縄のイメージをも形成しています。

資料：那覇市タウンカラースタンダード（平成 15 年 3 月）



## 5) 素 材

□ 素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。

- ①できる限り、木材、石材など周辺の景観との調和に配慮した自然素材を使用すること。
- ②できる限り本村又は本県の景観特性を特徴づける地場産材を活用すること。
- ③できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。

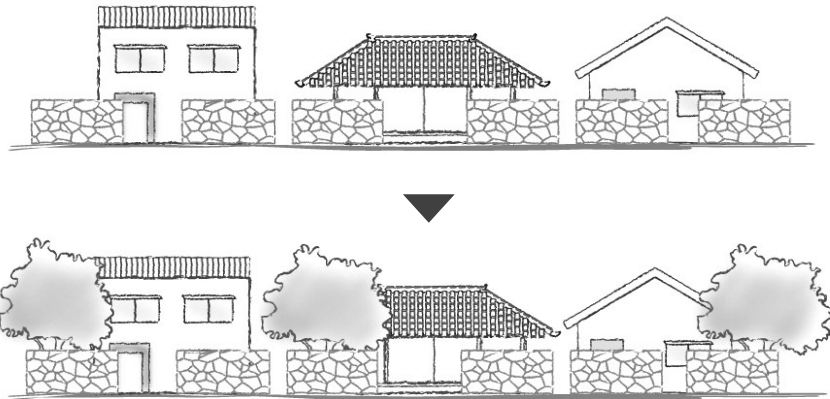


## 6) 敷地の緑化

□ 敷地内において、できる限り多くの部分を緑化すること。

### (1) 緑化

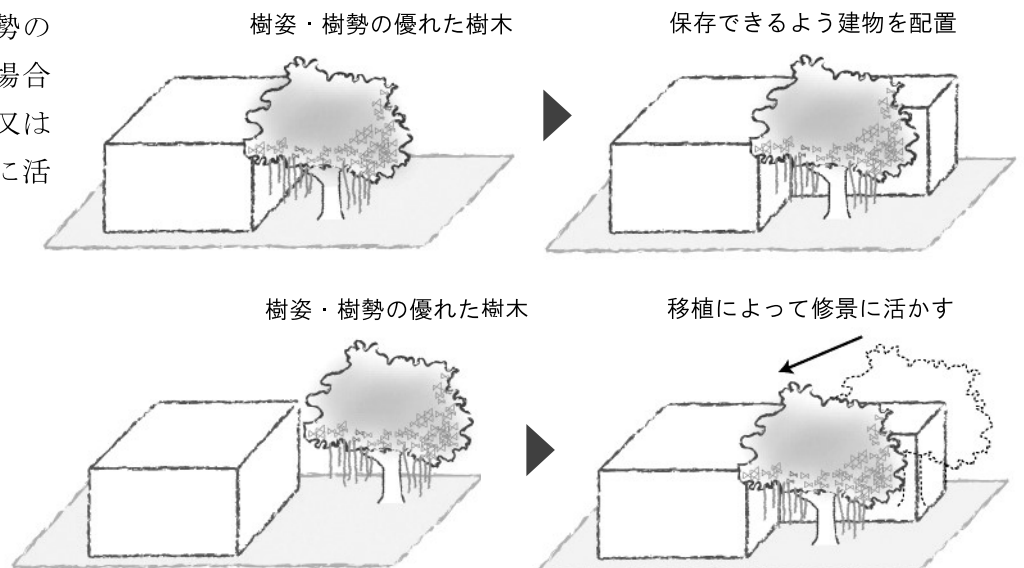
①一敷地に樹木一本以上を植樹すること。但し、敷地の状況によりやむを得ない場合はこの限りではない。



②敷地内においては、周辺景観と調和した、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化等、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、沿道側を重点に中高木・花等の緑化に努めること。また、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。

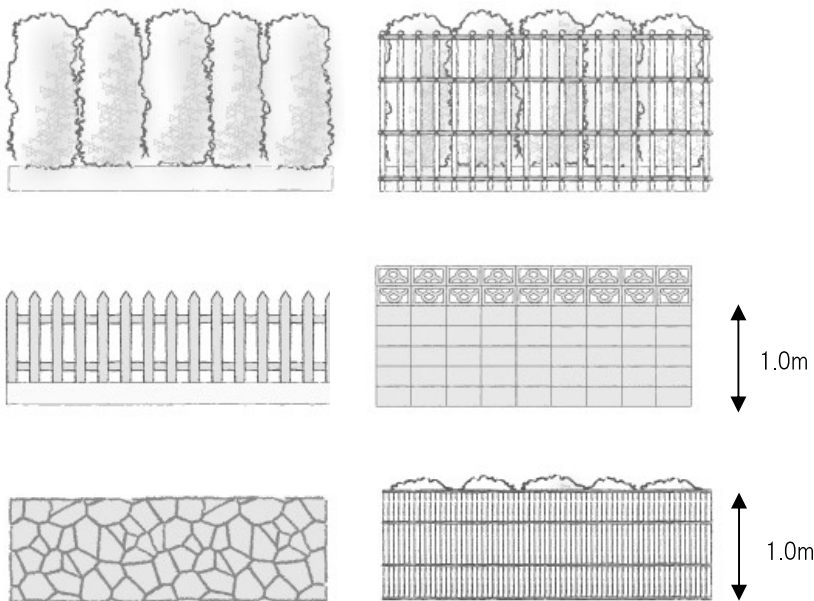


③敷地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。



(2) 垣・柵

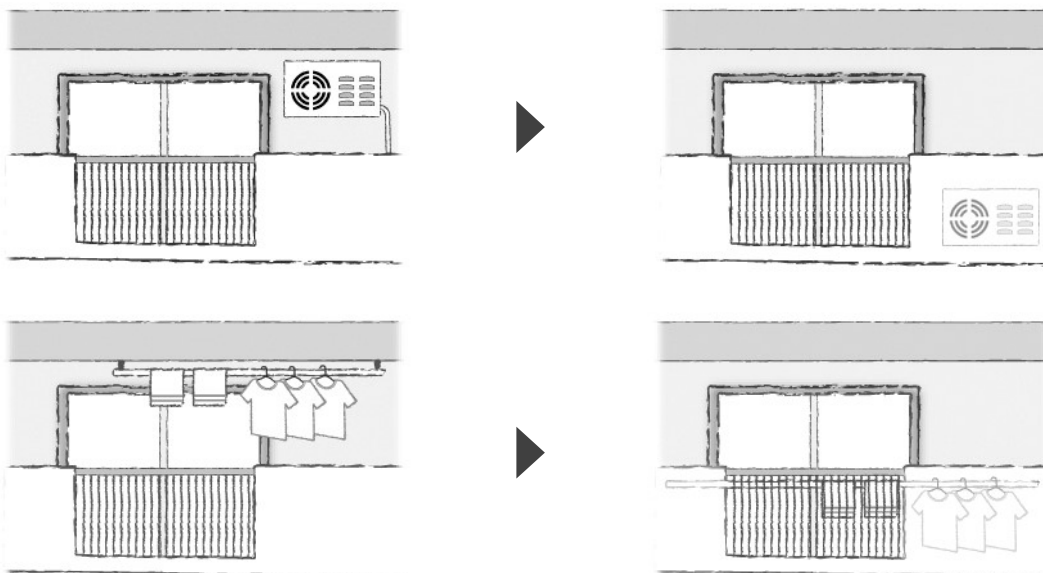
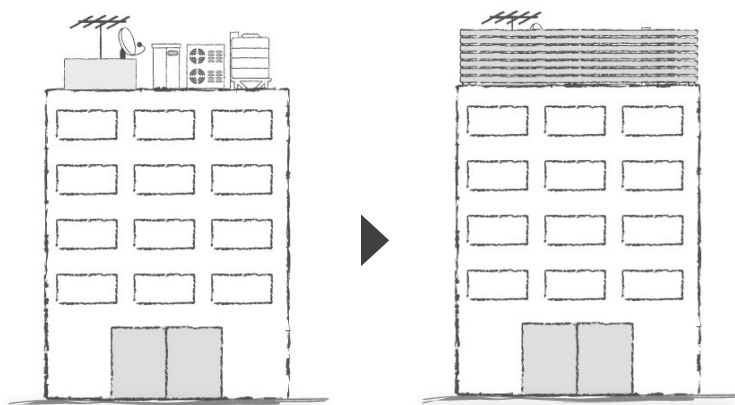
① 垣・柵は、できる限り木材、石材などの自然素材、または生け垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、1.0メートル以下を原則とし、それを超える場合は花ブロックやルーバー等透視性のあるデザインとすること。



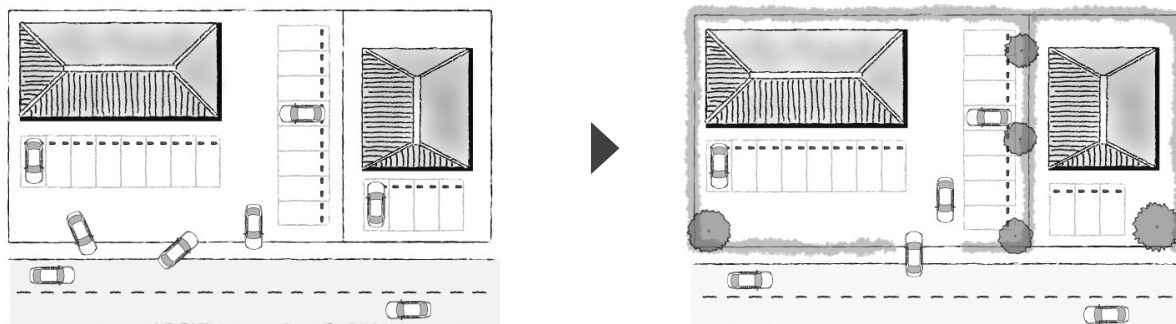
② 工作物の敷地に垣・柵を設ける場合は、生け垣または自然素材を用いるものとし、これによりがたい場合は、周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。

7) その他

① 外壁又は屋上に設ける付属物は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。



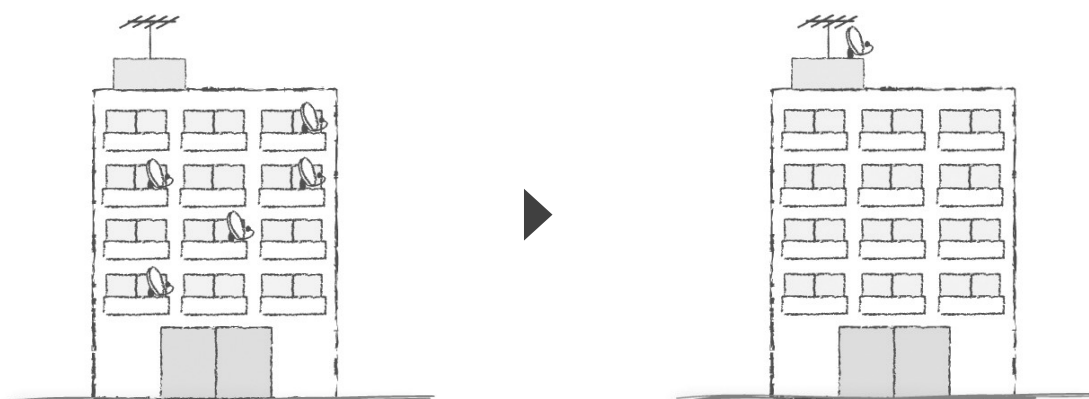
②屋外駐車場は、出入口を集約し、できる限り生け垣等により修景するとともに、場内を緑化すること。



③敷地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、できる限り周辺の景観に調和させること。



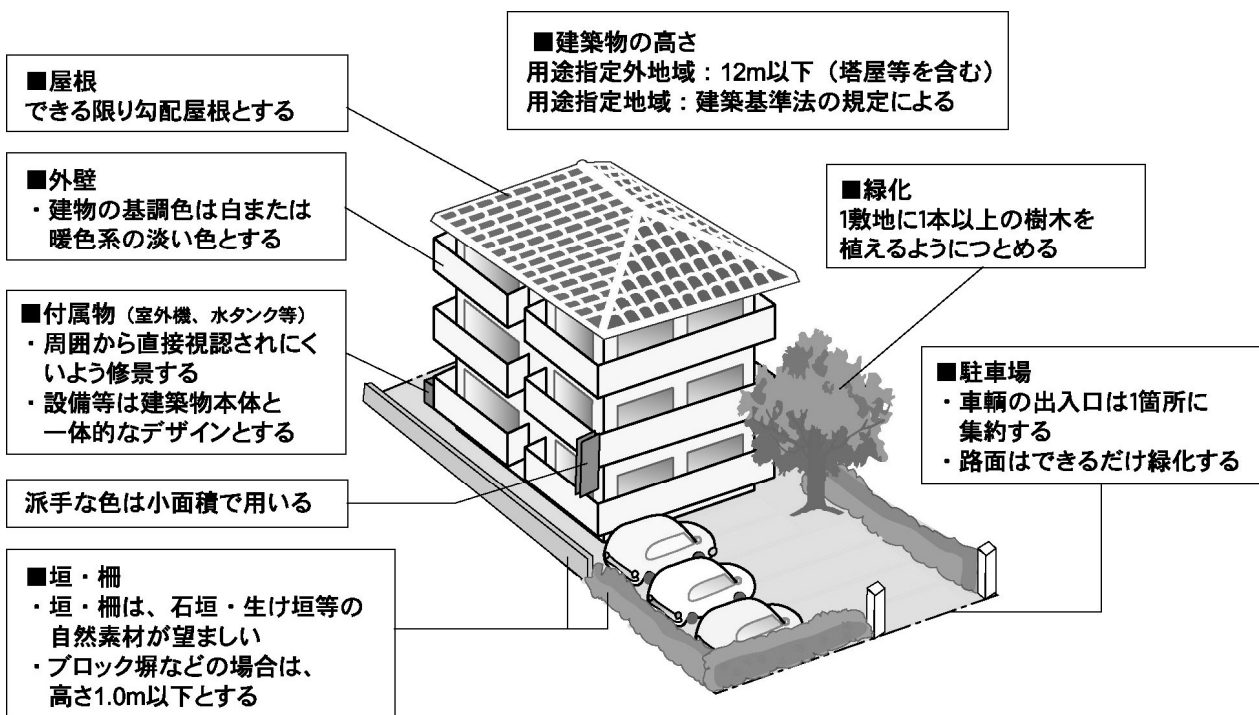
④アンテナは、共同化するよう努めること。



⑤夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。

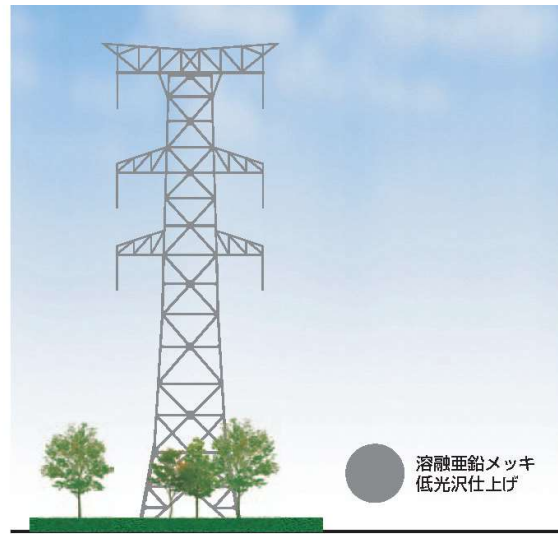
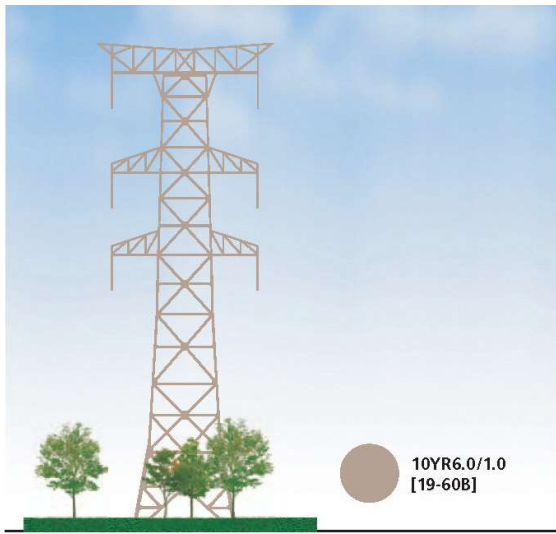


### 【景観形成のイメージ】

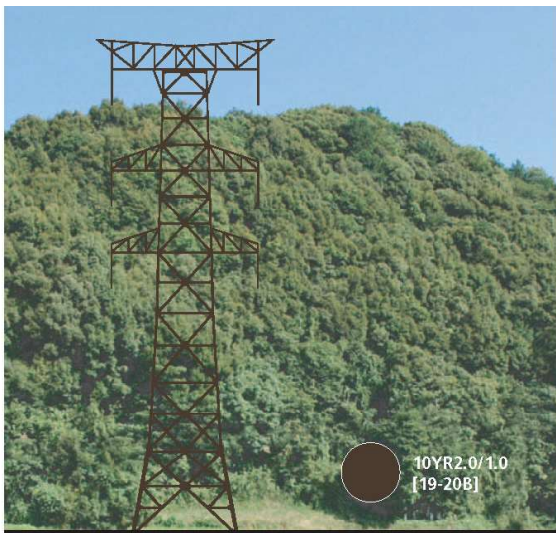


## ■周辺の景観との調和に配慮した工作物の事例

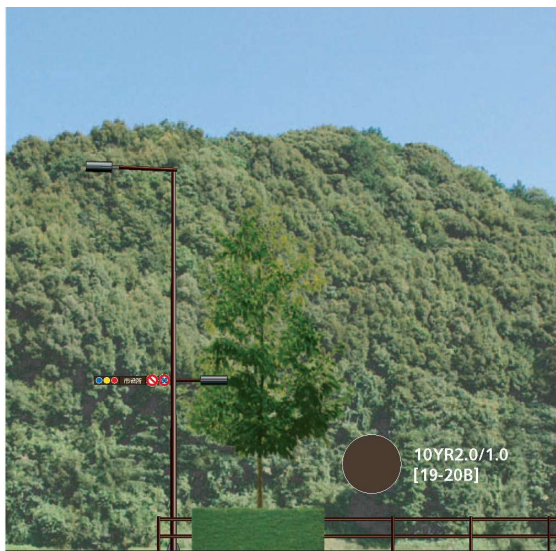
【公共公営施設等の標準指定色（大分市景観形成ガイドライン）】



● 市街地、海岸線、幹線道路沿道などの開けた場所に立地する鉄塔 ●



● 山間地、丘陵、田園地帯など周囲を緑に囲まれた場所に立地する鉄塔 ●



一般市街地、山間地、丘陵、田園地帯、歴史的景観地区に立地する道路上の工作物



海岸線、幹線道路沿道などの開けた場所に立地する道路上の工作物

【沖縄県内の事例】



信号機と一体になった白で配色された街灯〔那覇市美栄橋駅前〕



うす茶色（R～Y R系）の明度の高い色で塗装された街灯〔那覇市久米〕



白で塗装された信号機〔那覇市美栄橋駅前〕



落ち着いた雰囲気のある明度の低い茶色（Y R系）で塗装された信号機〔那覇市久茂地〕



やや明度の低い茶色（Y R系）で塗装された電柱〔那覇新都心〕



明度の低い茶色（Y R系）で塗装された電柱が立ち並ぶ景観〔那覇新都心〕



明度の低い茶色（Y R系）で塗装されたガードレール〔那覇市久米〕



明度の低い茶色（Y R系）で塗装されたガードレール〔那覇新都心〕



白で塗装され、意匠にも配慮した鉄塔〔本部町〕

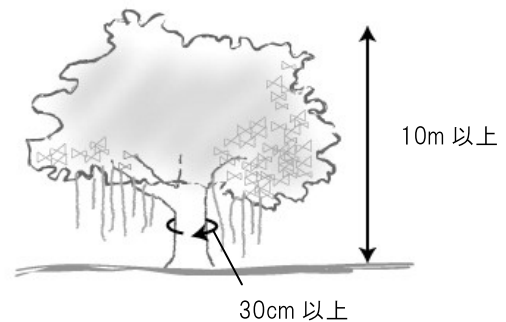
### 1) 擁壁・のり面

- ①特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図ること。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。



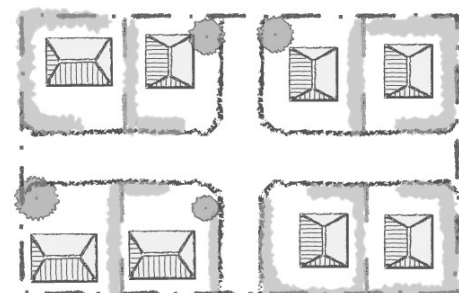
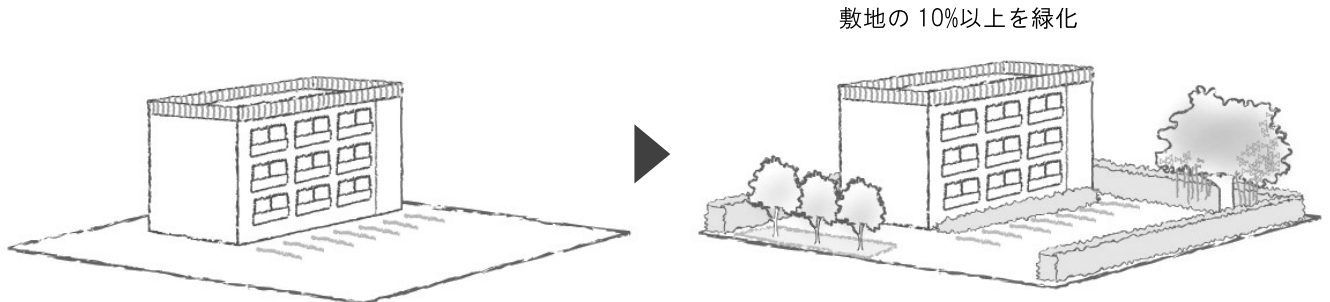
### 2) 樹木保全

- ①10メートル以上の樹木、幹周り約30センチメートルを超える樹木はできるかぎり現場にて保全、または敷地内移植による保存を講じること。



### 3) 緑化

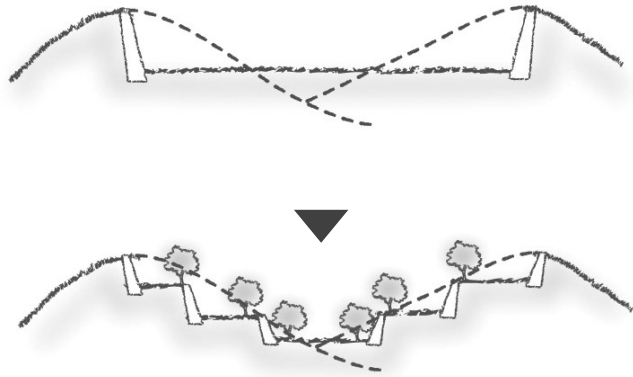
- ①敷地面積の10%以上を緑化すること。



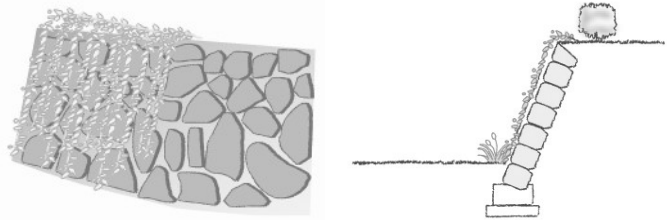


## 1) 変更後の形状

- ① できるだけ現況の地形を活かし、長大なのり面や擁壁が生じないようにすること。



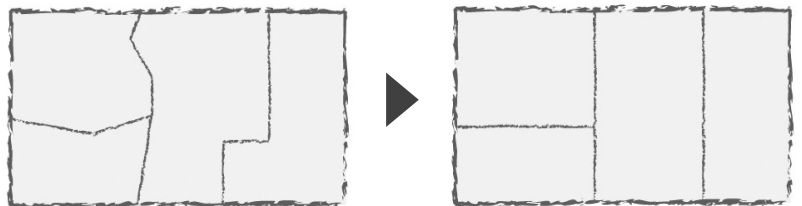
- ② 擁壁は、周辺景観との調和に配慮した形態及び材料とすること。



- ③ のり面は、できるだけ緑化可能な勾配とすること。

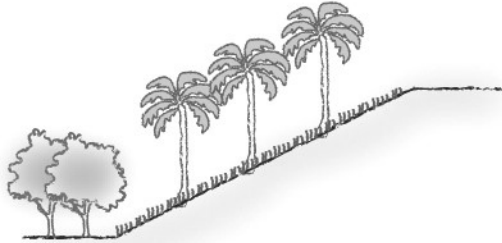


- ④ 土地の不整形な分割又は細分化は、できるだけ避けること。

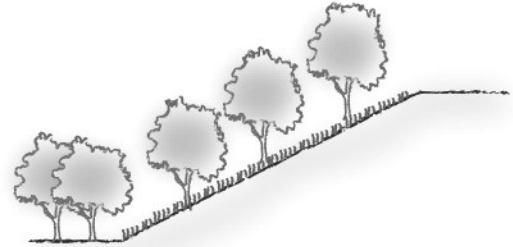


## 2) 緑化

①自然植生と調和した緑化により修景するよう努めること。



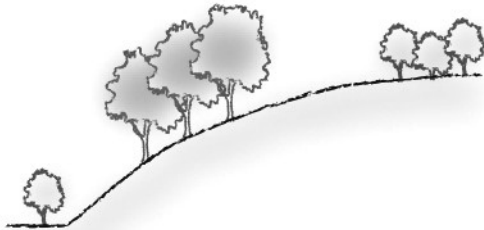
周辺に見られない樹種が違和感を与える



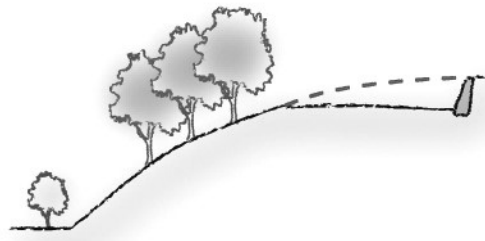
周辺に見られる樹種で緑化し、周辺の景観と調和させる

②敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

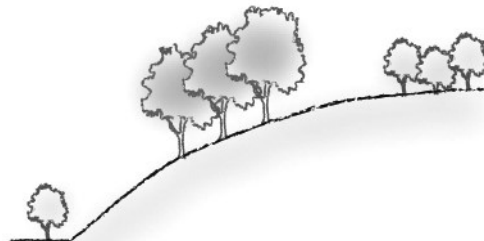
樹姿・樹勢の優れた樹木



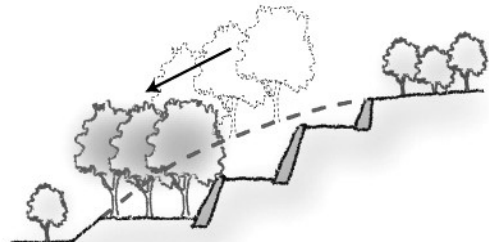
保存する



樹姿・樹勢の優れた樹木



移植によって修景に活かす



## 1) 遮へい

①敷地周辺の緑化等、周辺の道路からの遮へいに努めること。



植栽により行為地が直接見えないよう配慮する

## 2) 事後の措置

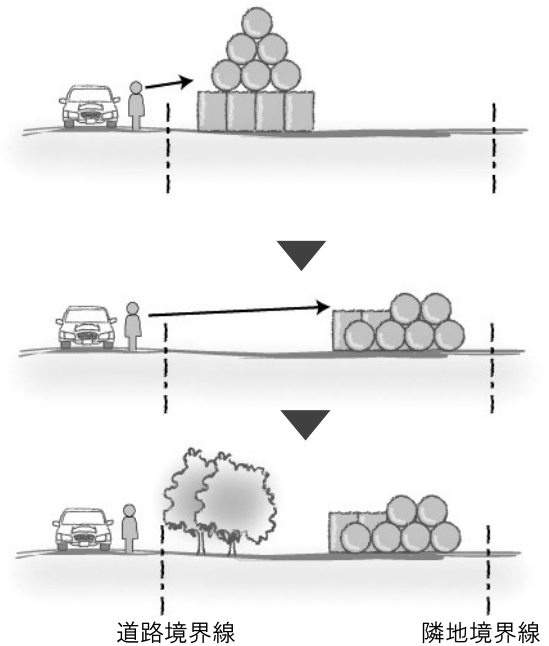
①採掘又は採取後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景するよう努めること。



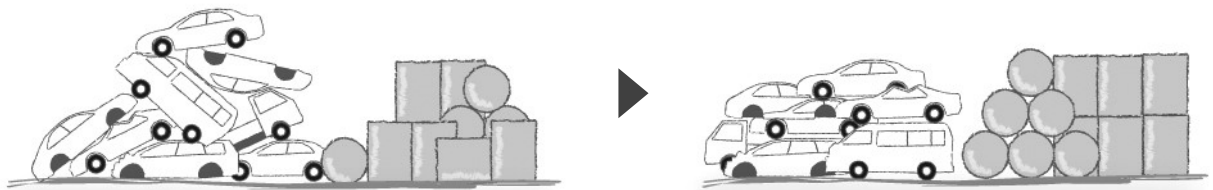
周辺に見られる樹種で緑化し、周辺の景観と調和させる

## 1) 集積又は貯蔵の方法

①できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。



②積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。



整然と積み上げ、周辺の景観に配慮する

## 2) 遮へい

①できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又はデザインに配慮した塀等で遮へいすること。



植栽により、積み上げ場所が直接見えないよう配慮する

【景観計画のお問い合わせ】

読谷村 都市計画課

住所：沖縄県読谷村座喜味 2901 番地

電話：098(982)9200 FAX：098(982)9219